

令和 5 年 6 月 6 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2018～2020

課題番号：18H00806

研究課題名（和文）グローバル化と技術革新の時代における民事司法の改革に関する国際比較研究

研究課題名（英文）Comparative study on the reforms of civil procedural laws in the era of globalization and innovation

研究代表者

山本 和彦（YAMAMOTO, Kazuhiko）

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：40174784

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 12,900,000円

研究成果の概要（和文）：民事紛争を解決する民事紛争制度やその他の関連する民事手続法は、近年の急速な国際化と技術革新に直面して見直しが迫られている。そのため、本研究においては、国際化と技術革新に関連して諸外国が直面する民事手続上の課題とそれに対する解決方法を調査・研究した。それに基づいて、日本の民事手続法が直面する現在と将来の課題を認識するとともに、それに対する立法論的及び解釈論的解決策を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本の民事司法制度が直面する国際化の問題、技術革新の課題について、世界各国から研究者を招いてシンポジウムを開催し、諸外国の現状と課題について把握するとともに、日本における応用可能性を検討した。実施した比較法的研究の対象国は欧米諸国にとどまらず、アジア、南米など広範にわたるものであり、これまで国内では必ずしも紹介されていなかった国の制度にも及んだ点で学術的意義がある。さらに、本研究から得られた示唆に基づき、近時の国内法制について立法論・解釈論的提言を示すことができた点で社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）：The civil procedural laws face the rapid globalization and technological innovation these days and need to be reformed. Therefore, in this research project, we conveyed research on the procedural issues which foreign countries tackle with in regard to globalization and innovation and how they have solved them. Based on that research, we recognized the current and future problems the Japanese civil procedural laws will face and clarified how we could solve them.

研究分野：民事司法制度

キーワード：民事訴訟法 倒産法 民事執行法 国際民事訴訟法 国際倒産 外国判決の承認執行 民事訴訟のIT化 専門的民事訴訟

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

(1) 近時、社会が著しく国際化するとともに、技術革新が進められる中で、そこから発生する民事紛争を解決するための民事司法制度をその流れに対応させていくことは、日本のみならず、諸外国も直面する課題である。これらの課題を克服するための取組みは国内外問わず見られており、また、国際的な枠組みでも課題を克服するための協調の動きも見られるようになっていた。

(2) 例えば、国際的な民事紛争の増加に伴い、外国で出された民事裁判等の国内での効力が問題となる場面が増加していた。そのため、国内では、民事訴訟法 118 条において外国判決を国内で承認・執行するための手続が整備されており、外国で出された仲裁判断の承認執行については、これを可能にするために国際的な枠組みとしてはニューヨーク条約がすでに採択されていたが、国内においても仲裁法を制定して手続が整備されていた。また、国際的な倒産事件の増加に伴い、国際的には UNCITRAL (国際連合国際商取引法委員会) で採択された、国際倒産モデル法が多く、多くの国で採り入れられるようになっており、国内ではすでに、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律等を整備して、国際倒産事件の処理への備えができていた。

その一方で、上記の制度の下での実務も積み重ねられてきており、その現状と課題を再評価する必要も生じてきていた。例えば、外国判決の承認執行の要件である間接管轄についてのルールの整備が国際的な枠組みで進められており、日本もその検討過程に参加するようになっていた。また、国際倒産の問題についても、国際倒産モデル法を採り入れる国が増える一方で、EU 諸国のように、独自のルールを用いる国もあり、国際倒産モデル法を通じた国際協調のありかたそのものが見直され始めていた。他方で、それ以外の国際紛争解決のための枠組みについては、まだ十分に整備がされていなかった。

(3) 技術革新の流れに対応して、国内では民事手続法の整備自体はかねてより進められてきた。例えば、民事訴訟手続については、オンラインの申立て (民事訴訟法 132 条の 10)、電話会議 (同法 170 条 3 項、176 条 3 項) やビデオリンクによる尋問制度 (民訴 204 条、215 条の 3) などの規定が整備され、録音テープやビデオテープの取り調べについても、準文書 (同法 231 条) として書証の規定を準用する旨が明らかにされていた。しかしながら、オンライン申立ては実際には普及しておらず、電子データの取扱い等については準文書 (同法 231 条) の規定を除いては規程が置かれておらず、新たな形態の証拠の取扱いについては解釈に委ねられたままであった。そのため、技術革新に対する対応が、諸外国と比べると大幅に遅れていた。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、社会の国際化と技術革新に伴い、現代及び将来の民事司法制度が直面する諸問題に対して、諸外国がどのような取組みをしているのかについて知見を得るとともに、国内の取組みを対外的に発信してフィードバックを得ることにより、将来の日本国内における司法改革に向けた検討材料を得ることである。具体的には、国際化と技術化の 2 つの課題を、細かなテーマに分類して比較法的な検討を行うことを目的とした。

(2) まず、民事紛争の国際化に伴う民事司法に関する現状と課題として、例えば、グローバル経済に応じた多国間ルールと紛争解決制度の全体像を把握するべく、EU 域内における司法制度の相互接近、アフリカ商事法調和機構 (OHADA) 諸国における司法制度の相互接近、北米・南米における地域主義、国連等の国際機関における紛争解決制度など、世界の潮流の現状を調査する。また、外国倒産手続に対する国際的な協力の態様として、国際倒産モデル法を採用した国における運用状況、採用していない国の規律のモデル法との異同及び運用状況、外国手続の承認の場合の公序の運用、国内手続における外国債権者の取扱い等を明らかにする。さらに、外国債務名義の承認執行の問題として、承認執行要件である公序の解釈、国際執行管轄と地域主義、外国財産の探査と把握における諸問題、仲裁判断の承認執行の制度間の相違を明らかにすることを目的とした。

(3) 民事紛争解決制度における新技術の利用の現状と課題については、例えば、ICT の活用による裁判手続の透明性への影響、具体的には、裁判の公開のあり方、一般市民による裁判関連情報へのアクセスのあり方などを明らかにする。また、訴訟手続への電子的技術の導入についても検討を行う。具体的には、オンラインを通じた裁判所への申立てや電子的な送達と裁判所における受付のあり方、電子的記録のあり方、当事者・裁判所間の電子的なツールを用いた日程や記録管理の共有の仕方、判決作成の支援方法のあり方、コート・テクノロジー活用、例えば、争点整理、口頭弁論、証人尋問におけるビデオ・カンファレンスの活用、同時通訳、傍聴人に対する情報提供のあり方を明らかにする。さらに、民事訴訟における新種証拠の取扱いについてその課題

を検討する。例えば、電子証拠の開示のあり方、IoT (Internet of Things) 普及による影響、企業における訴訟前の証拠管理の在り方、車載カメラ等の情報の利用方法、AI による証拠評価といった最新の問題に対する各国間の状況や対応を明らかにする。その上で、海外の諸制度が日本の司法制度に導入可能なものであるか否かを明らかにすることを目的とした。

3 . 研究の方法

(1) 本研究は、民事司法制度の国際化と技術革新に関連する俯瞰的、かつ比較法的研究を行うものであるが、研究方法としては以下のような体制を整えた。まず、研究を統括する研究代表者のもとで、海外の研究者らとの折衝を行うチーム、民事司法の国際化の問題を検討するチーム及び民事司法の技術化に関する検討を行うチームである。そして、国際化と技術革新の問題を、下記 4 . (1) のようにさらに細分化してテーマを設定して、研究代表者及び研究分担者で国内外の問題状況について予備的な調査と検討を行った。さらに、海外の研究協力者及び国内の研究分担者をジェネラルリポーターとして選任して、検討を行った。検討にあたっては、それぞれの問題について自国の制度を整理して紹介するナショナルリポーターを選任し、リポーターが作成したナショナルレポート及び各種文献調査等に基づいて、比較法的な検討を加えた結果をジェネラルレポートという形でまとめてもらった。ジェネラルレポートは英語、その他の国の言語で作成されるため、日本語訳も準備して、国内の研究者や実務家も理解しやすい形とした。

(2) これらの研究成果は、下記 4 . (1) のとおり、令和元年 11 月 1 日から 4 日の間に、神戸市において国際シンポジウムを開催して発表を行った。シンポジウムでは、細分化された問題や統括的な問題についての検討の結果を、ジェネラルリポーターらに報告をしてもらい、報告に対するコメントや質疑応答も行った。シンポジウムには、日本国内の民事手続法の研究者や実務家のみならず、欧米、アジアなど世界各国からの研究者や実務家も参加をして、活発な意見交換を行った。

(3) シンポジウムでの議論を踏まえて、ジェネラルリポーターらはそれぞれの報告内容を再度見直し、レポートに加筆修正を施したうえで、その結果をまとめた書籍をイギリスの出版社を通じて公開し、研究分担者、研究協力者らにも配布をした。研究代表者や研究分担者らは、これらの研究成果を踏まえて、また、シンポジウムの開催準備と成果の公表作業と並行して、国内外の制度について調査を行い、検討の結果を公表したり、意見交換を行うなどした。

4 . 研究成果

(1) 本研究の主たる成果は、令和元年 11 月 1 日から 4 日の間に、神戸市で第 16 回世界訴訟法会議 (国際訴訟法学会世界大会) 「グローバル化と技術革新を越えて進む民事司法の挑戦」という国際シンポジウムを開催し、国内外から多くの民事手続法の研究者と実務家を招いたことである。シンポジウムにおいては、まず、研究分担者である三木教授、フランスのフェラン教授及びアメリカのウー教授が、民事手続の国際化と技術化に関連する問題について統括的な報告を行った。

そして、国際化に関する問題として、グローバル経済下における越境紛争解決というテーマのもと、ドイツのケルン教授がニューヨーク条約等についての現状と展望について報告を行い、ギリシャのカイシス教授とアメリカのジルバーマン教授が報告に対するコメントを発表した。さらに、外国倒産手続に対する国際的な協力の態様というテーマのもと、オーストリアのコーデック教授が国際倒産モデル法及びその後のモデル法の採用状況と各法域独自のルール、課題について報告し、研究分担者である東京大学の松下教授が東アジア地域における国際倒産の協力状況について報告をした。外国債務名義の承認と執行における地域主義の問題というテーマでは、アメリカのブランド教授が英米法域における外国の債務名義の承認手続や承認拒絶要件である公序の意義、間接管轄、外国財産の搜索や差押の状況について、スイスのドメジュ教授が大陸法域におけるこれらの問題について、各国制度を比較検討した結果を報告した。

また、技術革新に伴う民事司法の課題については、民事司法システムにおける裁判所の説明責任と透明性というテーマのもと、中国のフー教授がアジアとヨーロッパにおける、技術革新における司法の独立性や裁判の公開の問題について、ブラジルのミティディエロ教授が、西洋諸国における裁判官の独立性と裁判の公開の原則について、各国制度を比較検討した結果を報告した。また、訴訟手続への電子テクノロジーの活用のテーマのもと、アルゼンチンのベルビック教授が、電子的訴訟手続、オンライン法廷、人工知能の利用について、韓国のホー教授が東アジア地域における民事手続での電子技術の利用について報告を行った。さらに、新種証拠をめぐる現状と課題のテーマのもと、電子証拠の取扱いについては研究分担者である杉山教授が、専門的な証拠や弁護士・当事者間の秘匿特権の問題についてはスペインのピコ教授が、各国制度を比較検討した結果を報告した。各報告に対しては、司会者や参加者を含めた質疑応答が実施され、シンポジウム内外で活発な意見交換が行われた。その他シンポジウムのテーマに関連して、若手の研究者らによる研究報告及び質疑応答も行われた。

シンポジウムでの議論を踏まえて、ジェネラルリポーターやコメンテーターらが報告内容に

加筆修正した論文を1冊の書籍にまとめて出版をした(参考文献)。シンポジウム及びその成果、さらにはそれを踏まえた研究成果の概要は以下のようなものになる。

(2) 社会や経済の国際化に伴い、そこから発生する民事紛争も国際化するため、それに応じて多様な越境的紛争解決ルールやシステムが構築されてきた。その一つである、外国仲裁判断の承認執行に関するニューヨーク条約は多数の国によって締結され成功した例であるが、公的な裁判所における紛争解決制度については、ハーグ国際私法会議において統一的なルールが作成されたものの、加盟国は多くなく、裁判外紛争処理手続と比較すると、裁判所での紛争解決手続について越境的な紛争解決ルールを作成することは容易ではない。その一方で、裁判所での紛争解決手続については、裁判管轄及び裁判の承認・執行に関するブリュッセルIbis 規則のように、EU 域内で独自のルールを作成する例もみられるものの、連邦国家の場合とは異なり、域内で完全な越境ルールを作成するには至っていない。また、モデル法のように内容面で統一的なルールを作る動きもみられるが、必ずしも普及しているわけではない。このように、国際協調の必要性が強く説かれる一方で、それとは対峙する地域主義や国家主義との調和が必要となるため、完全な越境的な紛争解決システムやルールを作成することは容易ではない。

(3) 国際主義と地域主義の調和の難しさは、国際倒産場面においても見られる。外国倒産処理手続の承認援助についての統一的なルールとして国際倒産モデル法があるが、これを採用している国はそれほど多くない。むしろ、EU、スカンジナビア諸国、ラテンアメリカなどの地域の中で協調の枠組みが整備され、それが十分に機能する場合には、モデル法はそれを補完する役割を担うにすぎない。また、モデル法を採用する国々の中でも、たとえば外国の手続について自動承認を認めるのか、救済について裁判所の裁量を認めるのか、開始要件としてどのような文書を要求するかといった点において差異が見られ、国内法は統一されていない。

このように、国際倒産モデル法が十分に機能していないように思われる一方で、実務上は、国際倒産事件において倒産管財人との協力をプロトコルで定めたり、裁判所間の協力をガイドラインの形で実現してきており、ソフト・ローによるアプローチが実効的かつ現実的な選択肢となっていた。その一方でこのようなプロトコルを域内の規則やモデル法へと発展させる例も見られ、ソフト・ローを基礎に統一的なルールを模索することも重要である。

加えて、日本法との関係においては、国内裁判所と外国裁判所との協力の枠組みを構築していくことが重要であり、この問題への対応策については、近隣アジア諸国の取組みが参考になることが明らかになった。

(4) 外国債務名義の承認執行の問題について、ハーグ条約やニューヨーク条約に組み込まれている、外国判決や外国仲裁判断の承認執行の側面において問題となる、「公序」の概念について、EU 諸国や英米諸国といった法域によって解釈の広狭やアプローチの違いがあることが明らかになり、公序概念の解釈が、国内法の価値観と国際協調とのバランスを考えるに当たって重要な役割を担っていることを再認識した。例えば、英米諸国では、地域主義・国際協調の視点から、公序概念を制限的に解釈する動きがあることが分かった。

その他にも、公序概念をめぐっては、個人の利益と国家の利益の対立をどのように調和するのか、実体的公序と手続的公序との関係、公序概念をどの程度具体化するのかといった問題があることが明らかになったが、これにより民事訴訟法 118 条の公序を解釈するにあたっての指針や、2019 年のハーグ間接管轄条約が日本法に及ぼす影響を検討する際の材料が得られた。

(5) 技術革新が民事訴訟に与える影響については、諸外国の民事訴訟手続における電子技術の導入の実情を明らかにすることにより、日本の民事訴訟における技術の導入の必要性和可能性や、導入に際して留意すべき点も明らかにした。その結果、コロナ禍以降急速にニーズが高まった民事訴訟の IT 化を実務運用や立法によって進めるうえでの重要な参考資料を得ることができた。

例えば、アジアの国々では裁判官の負担を軽減したり、訴訟を迅速化する目的で電子技術が導入されるようになり、その結果コストを削減することになる一方で、当事者や裁判所が紙を利用する実務も残り、手続が必ずしも迅速化されていないという実情も明らかになった。また、欧米諸国においても、電子技術の導入は行われており、オンライン申立ての制度も導入されているが、オンライン申立てを普及させるために、法律専門家については申立てを義務付けるなどの工夫をしていることも明らかになった。

また、郵送による送達に時間がかかったり、不奏功に終わる例も少なくないため、電子的な送達制度が導入されている国もあることが分かった。代理人がいる訴訟においては訴訟の効率化に資するが、その一方で、相手が受信しない場合の措置を講ずる必要性があることが明らかになった。

テクノロジーを用いたオンライン法廷の導入については、コロナ禍前は必ずしも普及してい

なかったが、その一方で、当事者や証人の機微がわかりにくいなどの技術的な限界による問題点も指摘されていた。さらに、公開裁判による裁判の監視をより実効的なものにするために、判決をオープン・データ化したり、法廷の様子を放映するなどの試みも見られるが、裁判官や当事者のプライバシーとの調整などの課題があることも明らかになった。

(6) 社会における急速な技術化に伴い、電子的な取引が増加したり、インターネット上に多くの情報が拡散するようになり、電子証拠の利用が拡大するようになっているが、電子証拠の取扱いや収集方法については、広範なディスカバリ制度を有し、電子証拠独自の規律を用意する英米法系の国々と、書証や検証といった既存の証拠調べ制度の体系に組み込もうとする大陸法系の国々では取扱いが大きく異なっている。さらに、電子証拠の提出方法や取調べ方法については、民事訴訟制度自体のIT化の浸透の程度とも密接にかかわり、多くの国が模索していることも分かった。特に電子証拠の真正の調査のあり方、インターネット上の情報の調査や入手方法については議論の過渡期でもあるが、民事訴訟制度のIT化が進められる日本においてどのように取り扱うのが適切であるのか検討材料を得ることができた。

(7) 本研究の国内外の意義・位置づけ

本研究の国内における意義としては、まず、民事司法の国際化と技術革新という喫緊かつ重大な課題について、諸外国の状況を調査、分析した結果を、国際シンポジウムを開催して公表することで、国内の研究者や実務家、立法担当者に発信し、今後の国内の立法論、解釈論に大きな影響を与えた点が挙げられる。特に諸外国の状況の調査については、これまで必ずしも十分に関心が注がれてこなかった地域の情報を得ることもできた点で、本研究は画期的なものである。

特に技術革新との関係では、研究代表者及び研究分担者の一部は、民事裁判手続のIT化に向けた改正の検討過程に参加をしており、この研究を通じて得られた諸外国の制度についての知見は、実際の改正作業において大きな影響を与えることができた。

国際化の問題についても、本研究と並行してハーグ間接管轄条約やシンガポール条約ができており、これらの要約に対する日本の対応を検討する材料を得ることができ、国内法の改正過程などにおいて、本研究の成果をもとに提言などを示すことができた。国際倒産制度との関係では、近時の諸外国の状況を把握することで、モデル法を採用してから長期間立った日本が、今後諸外国との制度との調和を図るために、さらに検討すべき点を明らかにすることができた。

本研究の国外での意義としては、シンポジウムの成果を英文の書籍を出版して発表することができた点が挙げられる。民事司法制度の最新の重大な課題について、多くの国々の制度を基礎に研究した結果をまとめたものであり、海外においてもこれらの課題について検討するにあたって参照されうる資料を提供するものである。同時に、日本の制度の一部についても、国外に発信することができた点で、本研究は大きな意義を有する。

(8) 本研究の今後の展望としては、以下のものを予定している。

本研究の核となった国際シンポジウムは、コロナ禍以前に開催されたものであるが、コロナ禍以降、民事司法制度における電子技術の導入については、諸外国においても大きな進捗が見られている。そこで、本研究において得られた基礎的な知見を基礎に、諸外国における民事司法制度の技術革新への対応と変化を引き続き検討する予定である。また、本研究期間中に、日本においても民事手続法制のIT化の立法が進められたため、諸外国との違いを踏まえつつ、日本の取組みを引き続き国内外に発信していく予定である。本研究期間中においてはまだ過渡期であり、問題意識の共有にとどまった、民事司法におけるAIの利用やODR(Online Dispute Resolution)についての比較的研究はさらに発展させていく予定である。

さらに、外国の債務名義や倒産手続の承認に関して得られた知見をもとに、国際協調の動きを今後も見守りつつ、個別具体的な問題について、日本の法制度や解釈論の再検討を引き続き行う予定である。

また、本研究においては、これまで必ずしも十分に研究されてこなかった諸外国の制度についても、多くの海外の研究協力者を通じて知見を得ることができた。これらの研究協力者との研究の提携も引き続き行う予定である。

【参考文献】

Koichi MIKI (ed.) Technology, the Global Economy and other New Challenges for Civil Justice, Intersentia, 2021

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計53件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 山本和彦	4. 巻 -
2. 論文標題 国際裁判管轄に関する若干の問題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 加藤新太郎ほか『現代民事手続法の課題』信山社所収	6. 最初と最後の頁 385-407
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本和彦	4. 巻 571
2. 論文標題 ADR法の意義、現状と改革の方向	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 月報司法書士	6. 最初と最後の頁 10-19
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本和彦	4. 巻 1541
2. 論文標題 査証手続の比較法と理論的課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 20-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本和彦	4. 巻 67-2
2. 論文標題 仲裁合意、管轄合意及び不起訴の合意について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 3-9
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 垣内秀介	4. 巻 91-6
2. 論文標題 本人訴訟におけるIT化の課題と解決の方向	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 23-28
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 垣内秀介	4. 巻 67-1
2. 論文標題 大陸法的仲裁 JCAAインタラクティブ仲裁規則とプラハ規則の比較	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 8-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 垣内秀介	4. 巻 1535
2. 論文標題 日本商事仲裁協会仲裁規則の改正とその意義	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 22-28
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 垣内秀介	4. 巻 129
2. 論文標題 既判力をめぐりいくつかの問題 通説は書き換えられるべきか?	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 司法研修所論集	6. 最初と最後の頁 198-247
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 垣内秀介	4. 巻 30
2. 論文標題 勸解・調停の促進 21世紀司法現代化法（2016年11月18日の法律第1547号）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日仏法学	6. 最初と最後の頁 211-214
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 勅使川原和彦	4. 巻 -
2. 論文標題 我が国の知らない『訴訟担当』の当事者適格に関する覚書」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 三木浩一ほか編『民事手続法の発展』成文堂所収	6. 最初と最後の頁 867-881
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 勅使川原和彦	4. 巻 71-9
2. 論文標題 『参加の利益』論の現在	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法曹時報	6. 最初と最後の頁 1-28
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 勅使川原和彦	4. 巻 -
2. 論文標題 第三者からの情報取得のための手続	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 山本和彦編『論点解説令和元年改正民事執行法』金融財政事情研究会所収	6. 最初と最後の頁 119-133
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長谷部由起子	4. 巻 -
2. 論文標題 日本版集合訴訟制度の課題 - - ブラジルのクラスアクションとの比較から 見えるもの	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 柏木昇ほか『日本とブラジルからみた比較法』信山社所収	6. 最初と最後の頁 557-579
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三木浩一	4. 巻 -
2. 論文標題 不当執行に基づく債権者の損害賠償責任	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 加藤新太郎ほか編『現代民事手続法の課題』信山社所収	6. 最初と最後の頁 413-431
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長谷部由起子	4. 巻 -
2. 論文標題 倒産手続における『債権者平等原則』の意義 英米の議論からの示唆を 踏まえて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 山本和彦ほか編『民事手続法の発展』成文堂所収	6. 最初と最後の頁 561-581
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 我妻学	4. 巻 -
2. 論文標題 アメリカにおける大規模法律事務所の破綻と倒産手続	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 伊藤眞ほか編『倒産手続の課題と期待』商事法務所収	6. 最初と最後の頁 607-622
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 我妻学	4. 巻 -
2. 論文標題 アメリカ連邦倒産法における専門家の報酬と報酬をめぐる訴訟での弁護士費用の負担	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 山本和彦ほか編『民事手続法の発展』成文堂所収	6. 最初と最後の頁 955-974
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笠井正俊	4. 巻 91-6
2. 論文標題 e法廷とその理論的課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 16-22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笠井正俊	4. 巻 1587
2. 論文標題 民事訴訟手続のIT化～始まったフェーズ1	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金融商事判例	6. 最初と最後の頁 1-1
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松下淳一	4. 巻 -
2. 論文標題 懲罰賠償の意義	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 マークラムザイヤー編『アメリカから見た日本法』有斐閣所収	6. 最初と最後の頁 192-193
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉山悦子	4. 巻 91-6
2. 論文標題 e提出・e事件管理とその理論的課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 10-15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本和彦	4. 巻 91-6
2. 論文標題 民事司法のIT化の総論的検討	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 4-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本和彦	4. 巻 13
2. 論文標題 片面拘束型ADRの意義と課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 仲裁とADR	6. 最初と最後の頁 1-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本和彦	4. 巻 2382
2. 論文標題 合議体のあり方について - ドイツ・フランスの議論を中心に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 111-119
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本和彦	4. 巻 17
2. 論文標題 執行官制度の過去、現在、未来	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 新民事執行実務	6. 最初と最後の頁 2-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本和彦	4. 巻 -
2. 論文標題 民事手続法研究と実務展開	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 伊藤眞ほか編『これからの民事実務と理論』民事法研究会所収	6. 最初と最後の頁 203-221
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 垣内秀介	4. 巻 14
2. 論文標題 紛争処理手続利用経験者インターネット調査について 利用者調査との比較を中心に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法と実務	6. 最初と最後の頁 187-223
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 垣内秀介	4. 巻 14
2. 論文標題 ADR手続の認知と利用への経緯	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法と実務	6. 最初と最後の頁 187-223
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 垣内秀介	4. 巻 70-10
2. 論文標題 子の引渡しを命じる債務名義の執行力の主観的範囲	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法曹時報	6. 最初と最後の頁 2621-2652
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長谷部由起子	4. 巻 71-1
2. 論文標題 弁護士・依頼者間秘匿特権に関する覚書 - - 民事手続法からのアプローチ	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法曹時報	6. 最初と最後の頁 1-43
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三木浩一	4. 巻 92-1
2. 論文標題 民事訴訟における専門委員制度の現状と課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学研究	6. 最初と最後の頁 139-157
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 我妻学	4. 巻 65-10
2. 論文標題 国際民事執行・保全法裁判例研究(第27回) 仲裁人の開示義務違反と仲裁判断の取消し(最高裁判所第三小法廷平成29年12月12日決定民集71巻10号2106頁)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 22-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 我妻学	4. 巻 59-1
2. 論文標題 イギリスにおける多数当事者訴訟とオプト・アウト型手続	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 首都大学東京法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 63-97
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笠井正俊	4. 巻 154-4
2. 論文標題 公法上の当事者訴訟を本案訴訟とする民事保全について	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 709-750
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笠井正俊、福田剛久	4. 巻 1524
2. 論文標題 裁判手続のIT化をめぐる	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 50-61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大村雅彦	4. 巻 -
2. 論文標題 司法アクセスの普遍化の動向	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 大村雅彦編『司法アクセスの普遍化の動向』中央大学出版部所収	6. 最初と最後の頁 3-30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉山悦子	4. 巻 65
2. 論文標題 国際訴訟法学会2018年サラマンカ大会について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 民事訴訟法雑誌	6. 最初と最後の頁 217-222
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本和彦	4. 巻 1543
2. 論文標題 民事裁判のIT化 - 連載の解題を兼ねて (裁判手続とIT化の重要論点)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 62-68
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本和彦	4. 巻 72-4
2. 論文標題 民事訴訟法20年 平成民訴法の評価と令和への展望	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法曹時報	6. 最初と最後の頁 1-32
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本和彦	4. 巻 HJ300012
2. 論文標題 民事訴訟のIT化 令和4年民事訴訟法改正について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 判例秘書ジャーナル	6. 最初と最後の頁 1-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本和彦	4. 巻 256
2. 論文標題 国際倒産（東京高決平成24・11・2）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 216-217
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本和彦	4. 巻 1577
2. 論文標題 座談会 民事訴訟手続のIT化 立法の経緯と論点	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 14-33
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本和彦	4. 巻 68-6
2. 論文標題 ADR法の目的、現状、課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 22-27
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本和彦・福田剛久	4. 巻 131
2. 論文標題 IT化をめぐる議論の状況と今後の民事訴訟の在り方	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 司法研修所論集	6. 最初と最後の頁 36 - 130
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Kazuhiko YAMAMOTO	4. 巻 1
2. 論文標題 The ADR Act - Purpose, Actual Situation and Future	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Japan Commercial Arbitration Journal	6. 最初と最後の頁 74-78
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉山 悦子	4. 巻 21
2. 論文標題 近時のUNCITRAL 倒産法部会の活動と新しいモデル法・立法ガイド	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 一橋法学	6. 最初と最後の頁 281 ~ 310
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15057/78404	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉山悦子	4. 巻 1569
2. 論文標題 電子契約、電子署名と訴訟法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 42-48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉山悦子	4. 巻 791
2. 論文標題 新型コロナにより顕在化した民事訴訟の課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 18-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉山悦子	4. 巻 475
2. 論文標題 民事訴訟法の視点 「裁判のIT化」を考える	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 32-36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉山悦子	4. 巻 69
2. 論文標題 裁判官による専門知識の収集と利用	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 民事訴訟法雑誌	6. 最初と最後の頁 103-114
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笠井正俊・杉山悦子ほか	4. 巻 L2209005
2. 論文標題 座談会 民事訴訟のIT化の理論と実務 (第1回)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 有斐閣Online	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笠井正俊・杉山悦子ほか	4. 巻 L2209012
2. 論文標題 座談会 民事訴訟のIT化の理論と実務 (第2回)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 有斐閣Online	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 笠井正俊・杉山悦子ほか	4. 巻 L2209013
2. 論文標題 座談会 民事訴訟のIT化の理論と実務（第3回）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 有斐閣Online	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計14件（うち招待講演 10件 / うち国際学会 11件）

1. 発表者名 Koichi MIKI
2. 発表標題 s Modern Computer-Related Technology a Welcome Friend of Judicial Procedure or an Uninvited Troublemaker?
3. 学会等名 第 16 回世界訴訟法会議（国際訴訟法学会世界大会）「グローバル化と技術革新を越えて進む民事司法の挑戦」（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Junichi MATSUSHITA
2. 発表標題 Transnational Cooperation in Cross-Border Insolvency
3. 学会等名 第 16 回世界訴訟法会議（国際訴訟法学会世界大会）「グローバル化と技術革新を越えて進む民事司法の挑戦」（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Etsuko SUGIYAMA
2. 発表標題 Current situations and problems regarding new types of evidence
3. 学会等名 第 16 回世界訴訟法会議（国際訴訟法学会世界大会）「グローバル化と技術革新を越えて進む民事司法の挑戦」（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Shusuke KAKIUCHI
2. 発表標題 Singapore Convention Viewed from Japanese Perspective
3. 学会等名 3rd Asia Pacific Mediation Forum (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Shusuke KAKIUCHI
2. 発表標題 La <<balance des interets>> et la juridiction civile
3. 学会等名 10emes journees franco-japonaises (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Shusuke KAKIUCHI
2. 発表標題 Significance of Mediation for Domestic and International Dispute Resolution: A Perspective from Japan
3. 学会等名 Vth Pacific Law Forum, Far Eastern Federal University (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 笠井正俊
2. 発表標題 強制執行法制の改正問題
3. 学会等名 日本民事訴訟法学会 (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 我妻学
2. 発表標題 2018年英米の秘匿特権と通信秘密保持
3. 学会等名 法曹倫理国際シンポジウム東京2019 (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Shusuke KAKIUCHI
2. 発表標題 Current Situation of Private Mediation in Japan
3. 学会等名 2nd Asia Pacific Mediation Forum (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 山本和彦
2. 発表標題 倒産法の立法論的検討
3. 学会等名 日本民事訴訟法学会第91回大会 (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 山本和彦
2. 発表標題 中英国際消費者倒産研究集会
3. 学会等名 日本の消費者破産手続の成り立ち (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 杉山悦子
2. 発表標題 裁判官による専門知識の収集と利用
3. 学会等名 日本民事訴訟法学会第92回大会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 杉山悦子
2. 発表標題 第2主題・韓国側報告に対する指定討論文
3. 学会等名 第9回日韓民事訴訟法合同大会（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 杉山悦子
2. 発表標題 中国・韓国の第一報告に対するコメント
3. 学会等名 第13回東アジア倒産再建シンポジウム（国際学会）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 Koichi MIKI, Etsuko SUGIYAMA etc.,	4. 発行年 2021年
2. 出版社 intersentia	5. 総ページ数 518
3. 書名 Technology, the Global Economy and other New Challenges for Civil Justice	

1. 著者名 山本和彦・杉山悦子ほか	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 246
3. 書名 民事裁判手続とIT化の重要論点	

1. 著者名 山本和彦	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 396
3. 書名 子の引渡手続の理論と実務	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	杉山 悦子 (SUGIYAMA Etsuko) (20313059)	一橋大学・大学院法学研究科・教授 (12613)	
研究分担者	垣内 秀介 (KAKIUCHI Shusuke) (10282534)	東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授 (12601)	
研究分担者	三木 浩一 (MIKI Koichi) (20199970)	慶應義塾大学・法務研究科(三田)・名誉教授 (32612)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	我妻 学 (WAGATSUMA Manabu) (30211668)	東京都立大学・法学政治学研究科・教授 (22604)	
研究分担者	長谷部 由起子 (HASEBE Yukiiko) (40159637)	学習院大学・法務研究科・教授 (32606)	
研究分担者	田邊 誠 (TANABE Mskoto) (40197512)	広島大学・法務研究科・名誉教授 (15401)	
研究分担者	下村 眞美 (SHIMOMURA Masami) (50346128)	大阪大学・高等司法研究科・教授 (14401)	
研究分担者	松下 淳一 (MATSUSHITA Junichi) (70190452)	東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・教授 (12601)	
研究分担者	酒井 一 (SAKAI Hajime) (70248095)	関西大学・法務研究科・教授 (34416)	
研究分担者	大村 雅彦 (OMURA Masahiko) (90129958)	中央大学・法務研究科・名誉教授 (32641)	
研究分担者	勅使川原 和彦 (TESHIGAHARA Kazuhiko) (90257189)	早稲田大学・法学大学院（法務研究科・法務教育研究センター）・教授 (32689)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	笠井 正俊 (KASAI Masatoshi) (90283580)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会	開催年
第16回世界訴訟法会議（国際訴訟法学会世界大会）「グローバル化と技術革新を越えて進む民事司法の挑戦」	2019年～2019年

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
オーストリア	ウィーン経済大学			
米国	ニューヨーク大学	カリフォルニア大学	ノースイースタン大学	他1機関
スイス	チューリッヒ大学			
スペイン	ポンブーフアラ大学			
中国	北京大学			